

カーボン・オフセットに対する
第三者認証機関による
認証基準 (Ver1.0)
(素案)

平成 20 年 9 月 25 日版

環境省

目 次

第1章 はじめに.....	1
1. 認証基準を策定する背景.....	1
2. 認証基準を策定する目的.....	2
3. 認証基準の位置づけ.....	2
4. 認証基準の適用範囲.....	2
5. 認証基準の基本的な考え方.....	3
(1) 認証要件.....	3
(2) 認証区分.....	3
(3) 認証基準の適用のタイミング.....	5
(4) 認証基準の見直し.....	6
第2章 カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準.....	8
(1) 排出量の認識.....	8
(2) 削減努力の実施.....	9
(3) オフセットに用いるクレジット調達等（事前確認）.....	13
(4) 排出量の埋め合わせ（事後確認）.....	14
(5) 情報提供.....	16

第1章 はじめに

1. 認証基準を策定する背景

2008年2月に環境省が作成した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（以下「環境省指針」という）より、カーボン・オフセットの取組の意義は、社会を構成する主体が地球温暖化問題を自らの問題として捉え主体的な排出削減努力を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトの支援によりこれらの削減活動を支援することにある。このようなカーボン・オフセットを推進するに当たっての課題として、環境省指針では以下の点を挙げている。（以下、環境省指針1（3）から必要部分を抜粋）

（カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、市場の育成の必要性）

まず、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等に対し、広くカーボン・オフセットの取組に関する理解を広めるとともに、その取組を促進する必要がある。

カーボン・オフセットの取組は、欧米では広く実施されているが、我が国においてはまだ緒についたばかりであり、その効果を実現するためには、幅広くカーボン・オフセットの取組の概念やその事例等の情報を幅広く提供するなどし、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の認識を高めていく必要がある。

また、カーボン・オフセットの取組を意識した市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が取り組みやすくするよう、カーボン・オフセットの取組に関する情報の幅広い共有を進めるとともに、カーボン・オフセット関連市場を育成することが必要である。

（カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を確保する上での課題）

- ① オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要があること
- ② オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収の確実性・永続性を確保する必要があること
- ③ オフセットに用いられるクレジットのもととなる排出削減・吸収量が正確に算定される必要があること
- ④ オフセットに用いられるクレジットのダブルカウント（同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること）を回避する必要があること
- ⑤ オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保する必要があること
- ⑥ オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要があること

これらの課題への解決策として第三者認証とラベリングの必要性が指摘されており、これに対応するものとしてカーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準を策定する。

2. 認証基準を策定する目的

カーボン・オフセットの取組に関する認証基準を策定する目的は、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資するため、環境省指針に基づき、さまざまなカーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築することにある。

特に商品・サービスについては消費者保護、その他については投資家等さまざまな利害関係者に対するアピールにおける信頼性付与の観点から、カーボン・オフセットの取組に係る信頼性の構築が求められており、環境省指針、環境省作成「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」（以下、情報提供ガイドライン）及びJ-COF作成「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」（以下、算定方法ガイドライン）に則した認証基準を設けることとする。

これにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組が普及し、社会全体での排出削減を進展させることを最大の目的とする。

3. 認証基準の位置づけ

本基準はカーボン・オフセットの取組を行う者（商品の製造者や販売者など、当該認証を受けようとする申請者。以下、申請者。）が自らの取組を環境省指針に則したカーボン・オフセットとして認証を受けるためにはどのような条件を満たすべきかを示す基準である。

同時に、認証を行う機関が認証を実施する、またその手続きを整備するための基準ともなる。

4. 認証基準の適用範囲

環境省指針ではカーボン・オフセットの主な類型として、市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット（市場流通型）及び市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット（特定者間完結型）の2つに大別している。本基準はこのうち、「カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築することが特に重要である」とされた市場流通型の取組を対象とする。

また、原則として申請者が自らの取組を環境省指針に則したカーボン・オフセットとして認証を受ける場合を適用範囲とするが、カーボン・オフセットの取組のうち一部を第三者に委託している場合でも認証対象とする。

5. 認証基準の基本的な考え方

(1) 認証要件

カーボン・オフセットの取組は、環境省指針 1(1)において、以下のように定義されている。

「市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し①、主体的にこれを削減する努力を行うとともに②、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により③、その排出量の全部又は一部を埋め合わせる④をいう。」

この定義に基づき、カーボン・オフセットの取組に関する認証要件は大まかに4点あると整理できる。これに加え、本認証基準と並行し、別途策定されている「情報提供ガイドライン」におけるカーボン・オフセットの取組に係る情報提供⑤を加え、5つの要件に基づいて認証基準を策定する。

以上を踏まえ、カーボン・オフセットの取組に関する認証要件を以下のように設定する。

<カーボン・オフセットの取組に関する認証要件>

- ① 排出量の認識
- ② 削減努力の実施
- ③ オフセットに用いるクレジット調達等
- ④ 排出量の埋め合わせ
- ⑤ 情報提供

(2) 認証区分

環境省指針では、カーボン・オフセットの主な類型として、市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット（市場流通型）及び市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット（特定者間完結型）の2つに大別しており、このうち、市場流通型を次の3つに分類している。

①. 商品使用・サービス利用オフセット

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が商品を製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量について、当該商品・サービスと併せてクレジットを購入することでオフセットするもの。

②. 会議・イベント開催オフセット

国際会議やコンサート、スポーツ大会等の開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

③. 自己活動オフセット

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

上記の分類によらず原則として必要な条件は同一であるが、一部排出量の認識や削減努力の方法において上記の分類による違いが生じるため、これらの取組の類型に応じた認証基準を設ける。

また、クレジット付き商品・サービスの中には、当該商品・サービス等とは直接関係のない、消費者の日常生活などに伴う排出量をオフセットすることを目的としているものがある。例えば、消費者一人あたり1日1kgの排出量オフセットを謳い、缶入飲料1本につきクレジット1kgが付いている商品などが当てはまる。

このようなカーボン・オフセットの取組については、自己活動オフセットとみなしうる*が、不特定多数の消費者が関与すること、商品・サービス等の販売者、提供者等が認証申請を行うと考えられること、及び「排出量の認識」の捉え方が他の分類と異なることから、自己活動オフセット（不特定多数を対象としたもの）として別途認証基準を設けることとする。

* 消費者が日常生活に伴う排出量を自己活動オフセットするのを支援していると考えれば、広い意味でのカーボン・オフセットに関する取組とみなすことができる。その際、申請者が、オフセットの対象となりうる活動内容及びその排出量を消費者向けにウェブサイト等で情報発信する形態が考えられる。

以上より、カーボン・オフセットの取組を以下の4つに分類して認証基準を設けることとする。

I-1 商品使用・サービス利用オフセット**

I-2 会議・イベント開催オフセット

I-3 自己活動オフセット

II 自己活動オフセット（不特定多数を対象としたもの）

** 商品・サービスについては、製造業者、流通業者ともに申請者となりうるため双方のどちらの立場での認証も行うこととする。また、チケットにオフセット認証を表示するようなイベントは、本認証基準においては、取組の分類としてI-1に分類する。

(3) 認証のタイミングと適用される認証要件

カーボン・オフセットの取組は、排出量の埋め合わせが完了した段階で最終的には確認が可能となるものであるが、例えば商品・サービス提供を行うことを考えた場合、商品・サービス提供時にオフセット商品・サービスであることを対外的に示すことができなければ訴求力が弱く、消費者の選択に寄与するものとはならない。このため、オフセットを予定している事前段階でも認証することとする。ただし、事前に認証されたものについては、排出量の埋め合わせが完了しているか否かについては事後に確認することとする。

ここで、事前とは、商品・サービスの場合にはそれらの提供前、会議・イベントの場合には開催前、自己活動の場合にはその実施前のことを意味している。

申請者が事前認証を希望する場合における、事前認証時及び事後確認時に適用される認証要件を表1に示す。

表1 事前認証時及び事後確認時に適用される認証要件

時期 認証要件	事前認証時	事後確認時
① 排出量の認識	○ (商品製造*：実績、 商品製造以外：推計)	○ (商品使用・サービス利用：推計、 商品使用・サービス利用以外：実績)
② 削減努力の実施	○ (商品製造*：実績、 商品製造以外：計画)	○ (商品使用・サービス利用：計画、 商品使用・サービス利用以外：実績)
③ オフセットに用いるクレジット調達等	○	
④ 排出量の埋め合わせ		○
⑤ 情報提供	○ (計画)	○ (実績)

* 既に販売している商品であって製造時の排出量が実績として把握できるもの

申請者が事前に認証を受けない場合に適用される認証要件を表2に示す。

表2 事後認証時に適用される認証要件

認証要件	時期	事後認証
① 排出量の認識		○ (商品使用・サービス利用：推計、 商品使用・サービス利用以外：実績)
② 削減努力の実施		○ (商品使用・サービス利用：計画、 商品使用・サービス利用以外：実績)
③ オフセットに用いるクレジット調達等		○
④ 排出量の埋め合わせ		○
⑤ 情報提供		○ (実績)

また、継続的に提供される商品・サービスの場合、販売計画に基づき認証の有効期間を定め、定期的に更新審査を行い認証基準の適合性を確認する。

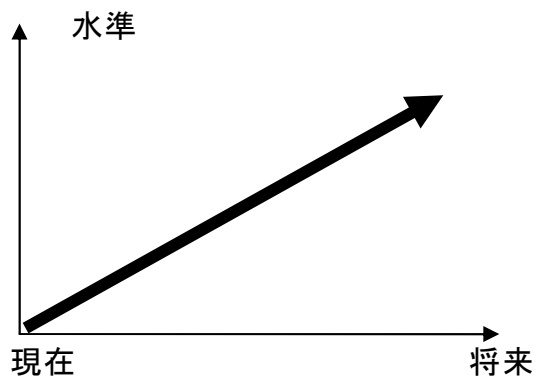
(4) 認証基準の見直し

本認証基準は、カーボン・オフセット認証制度開始当初の目標である、カーボン・オフセットの取組としてふさわしいものを広く認証し、これをもって普及を図ることを前提として策定されている。このため、現段階の基準としてはカーボン・オフセットの取組の現状を踏まえ幅広い形態を認めている。

しかしながら、今後、カーボン・オフセットの取組が広く普及した場合、段階的に取組の質等を向上(削減努力の強化、無効化までの期間短縮等)させるため、基準は随時見直すこととする。

また、基準の見直しが行われた際には、既存の認証対象についても定期的な更新審査の際に新しい基準を適用して適合性を判断することとする。

取組の広がりとともに基準で求める水準を向上



- ・ 初期段階では認証基準を最小限度にとどめ、段階的にし、内容の見直しを行うことにより、を段階的にカーボン・オフセットの質の向上を図る。

図 1 認証基準の見直しの方向性

第2章 カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準

本章では、第1章5（1）で記述した認証要件ごとに、カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準を示す。第1章5（2）で記述した認証区分に応じた差異があるものの基本的には同様の基準となるため、各要件の基本となる基準の内容を示すとともに、認証区分に応じた差異を補足して示すこととする。

（1）排出量の認識

カーボン・オフセットの取組として認証するに当たっては、「自らのオフセットの対象となる排出量を認識すること」が認証の判断基準となる。具体的には、オフセットの対象とすると設定した活動の範囲（バウンダリ）についての排出量となっているか、算定の考え方・算定方法が妥当であるか、が認証基準となる。排出量の認識に関する認証基準は以下のとおり。なお、ここで確認するのは算定結果の正確性ではなく、算定の考え方の妥当性である。

< 認証基準 >

① 算定範囲（バウンダリ）

算定範囲（バウンダリ）について、対象活動に伴う排出に関わりがある範囲をオフセットの対象として設定しており、その活動の範囲（バウンダリ）の一部または全部についての排出量となっていること。

（対象活動は、Ⅰ－1においては商品・サービスの製造・使用等、Ⅰ－2においては会議・イベントの開催、Ⅰ－3においては自己活動、Ⅱにおいては消費者の日常生活等とする）

② 排出量の算定方法

排出量の算定方法について以下の事項を満たしていること。

- ・ 算定方法ガイドラインにて求められる算定レベルを満たしていること。
 - ※ 区分Ⅰ－1～3についてはレベル2*以上の算定、区分Ⅱについては、レベル1**以上の算定が求められる。
 - * 活動量はGHG算定対象の活動に固有のデータを用い、排出係数は標準値を用いて計算するもの
 - ** 活動量及び排出係数の両方について、標準値を用いて計算するもの
- ・ 算定方法ガイドラインで示される算定式またはそれと同等以上の合理性を有する算定式を用いていること。
 - ※ 少なくとも地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度等の広く一般

的に認められる考え方に沿ったものであること。

- ・ 算定方法、各種データの収集方法等が文書で記録されており、妥当性が検証できること。

- ・ 排出係数と活動量の信頼性が担保できること。

※ 排出係数については、標準値を採用している場合には一般的に認められている値であり、当該排出活動の排出係数の代表値として適切であること。また活動量については、データの管理方法や測定方法が一定の精度を確保する上で必要な方法に沿っていること。事前認証時における既存の商品に対する商品製造時の排出量以外及び事後確認時・事後認証時における商品使用・サービス利用時の排出量については、推計値で可とする。

- ・ 採用したデータ、算定方法に基づき正しい算定がなされていること。

※認証基準の補足

今後の算定方法ガイドラインの拡充に伴い、認証基準を改変することが考えられる。

○認証区分ごとの補足事項

II. 自己活動オフセット（不特定多数を対象としたもの）（認証区分II）

< 認証基準 >

③算定範囲及び算定量についての情報提供

ウェブサイト等を用いて消費者が容易にアクセスできる方法でオフセットの対象となる活動内容（選択式でも可とする）とその排出量をわかりやすく示すこと。

（2）削減努力の実施

カーボン・オフセットの取組として認証するに当たっては、「オフセットの対象となる排出量について埋め合わせに先立って十分な削減努力を行うこと」が認証の判断基準となる。削減努力の実施に関する認証基準は以下のとおり。

< 認証基準 >

① 申請者自身の排出量の削減取組

■ 既存の法的枠組での取組状況（法令遵守）

地球温暖化対策推進法、エネルギーの使用の合理化に関する法律、自治体が制定する地球温暖化対策に関する条例[※]で求められている取組が遵守されていることについて、以下の点を満たしていること。

- ・ 地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表制度に基づく排出量の報告を適切に行い、罰則の対象となっていないこと。
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく義務が適切に履行されており、氏名公表、命令、罰則の対象となっていないこと。
- ・ 申請者が持つ全ての事業所において、自治体が制定する地球温暖化対策に関する条例[※]に基づく義務が適切に履行されており、氏名公表、罰則の対象となっていないこと。

※ 自治体により名称や制度の内容が異なるが、ここでは事業者に対して温暖化対策の推進のため計画の策定、実施状況の報告を求める制度を指す。

② 対象活動に係る排出量の削減取組

■ 対象活動における削減取組

以下の基準を満たしていること。

- ・ (1) ①において示した対象活動において、排出量の削減効果がある何らかの取組を実施していること。

※ 事前認証時における商品製造以外、及び事後確認時・事後認証時における商品使用・サービス利用については、取組の計画を示すことで可とする。

○ 認証区分ごとの補足事項

I-1. 商品使用・サービス利用オフセット（認証区分 I-1）

② 商品・サービスに係る排出量の削減取組

■ 製品の使用時のパフォーマンス

以下の基準を満たしていること。

- ・ 自動車、冷蔵庫、ルーター等、エネルギーの使用の合理化に関する法律のトップランナー基準にて一定の省エネ性能の達成が義務付けられている機器については、その機器単独で同法に基づく要件を達成していること。

※ トップランナー基準においては同一区分内での加重平均（一部の機器は加重調和平均）が目標基準値に達成していることが要件となるが、ここでは認証対象となる機器そのものが目標基準値を達成していることを要件とする。

- ・ 省エネ性能等、商品特性が排出量削減と密接に関わりのある機器について、その商品特性において景品表示法違反の排除命令を受けていないこと。

- ・ 上記以外の機器については、本事項は認証基準を構成する要素とせず、合格とする。

③ 消費者に対する排出量の削減努力の促進に関する取組

■ 消費者への情報提供

以下の点を満たした場合に合格とする。

- ・ 情報提供ガイドラインに沿った必要項目を情報提供していること（(5) 情報提供にて合格を判定する）。
- ・ 提供している情報が消費者の削減努力を促すものとして適切であること（(5) 情報提供にて合格を判定する）。

※認証基準の補足

カーボン・オフセット型商品・サービスを製造・販売する者は、自ら削減取組を行うことが必要だが、認証制度開始当初の段階では、必要最小限の要件として既存の法的枠組での取組状況（法令遵守）のみを認証基準とする。

なお、将来的には以下のような指標を認証基準に追加することも考えられる。

表 3 削減努力の認証基準として検討する指標の例

削減努力を評価する観点	削減努力の認証基準として検討する指標
①申請者自身の排出量の削減取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>既存の法的枠組での取組状況</u> ・ ISO14001 の取得等 EMS の確立や削減計画の有無等の外形的な評価 ・ 削減取組の自己宣言を作成してもらいその内容を評価 ・ カーボン・オフセットの取組の種類別に削減取組チェックリストにより判定 ・ ベンチマーク指標による比較
②商品・サービスに係る排出量の削減取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>製品の使用時のパフォーマンス</u> ・ 削減取組の実施状況 ・ 自らの責任範囲（運営する工場、荷主となる物流等）内でのパフォーマンスによる判定
③商品・サービスを利用する消費者に対する排出量の削減努力の促進に	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者の削減努力の促進のための情報提供</u>（自動車であればエコドライブの奨励等） ・ 消費者の削減努力を促進する措置の提供（自動車であれば燃費計の搭載等）

関する取組	
-------	--

※下線は、初期段階において認証基準を構成する要素

I-2. 会議・イベント開催オフセット（認証区分 I-2）

③ 会議・イベントの参加者に対する排出量の削減努力の促進に関する取組

■参加者への情報提供

以下の点を満たした場合に合格とする。

- ・ 情報提供ガイドラインに沿った必要項目を情報提供していること（(5) 情報提供にて合格を判定する）。
- ・ 提供している情報が参加者の削減努力を促すものとして適切であること（(5) 情報提供にて合格を判定する）。

※認証基準の補足

カーボン・オフセット型会議・イベントを開催する者は、自ら削減取組を行うことが必要だが、認証制度開始当初の段階では必要最小限の要件として既存の法的枠組での取組状況（法令遵守）のみを認証基準とする。

I-3. 自己活動オフセット（認証区分 I-3）

① 申請者自身の排出量の削減取組

■取組体制の整備状況

以下の環境マネジメントシステムに関する認証を取得していること。

- ・ ISO14001
- ・ エコアクション 21
- ・ エコステージ
- ・ KES（環境マネジメントシステム・スタンダード）
- ・ グリーン経営認証

また、上記の認証を取得していない場合、それと同等の環境マネジメントシステムを構築していること。

■削減取組の実施

以下の基準を満たしていること。

- ・ ②に該当する削減取組以外に、排出量の削減効果がある何らかの取組を実施していること。

※「■取組体制の整備状況」と「■削減取組の実施」は、いずれかの要件を満たしていること。

※認証基準の補足

カーボン・オフセット型自己活動の場合には活動自体が会社全体のアピールを目的としているためオフセット対象となる一部の活動のみを取り出して十分かどうかを判断することはできない。このため、①として申請者自身がもともと十分な削減取組を遂行しているのかどうかを認証基準とする。

II. 自己活動オフセット（不特定多数を対象としたもの）（認証区分II）

I-1. カーボン・オフセット型商品・サービスと同様。

（3）オフセットに用いるクレジット調達等

カーボン・オフセットの取組として認証するに当たっては、「オフセットに用いるクレジットの調達等が確実に実施されること」が認証の判断基準となる。具体的には、クレジットの種類とクレジットの調達に係る契約が認証基準となる。オフセットに用いるクレジット調達等に関する認証基準は以下のとおり。

なお、本来的には、(3) オフセットに用いるクレジット調達等と後述する (4) 排出量の埋め合わせの双方を満たすことで初めてカーボン・オフセットの要件が満たされることとなるが、例えば商品・サービス提供を行うことを考えた場合、商品・サービス提供時にオフセット商品・サービスであることを対外的に示すことができなければ訴求力が弱く、消費者の選択に寄与するものとならないため、クレジット調達段階にて事前認証することとする。クレジットの償却後に(4)排出量の埋め合わせについて確認することとするため、事前段階ではあくまでもクレジットの調達等に限定する。なお事後認証を行う場合には、本要件についても事後的に確認する。

<認証基準>

① クレジットの種類

以下の点を満たしたクレジットである場合に合格とする。

- ・ 京都クレジット（CER, ERU）であること。

- ・ 「カーボン・オフセットに用いられる VER (Verified Emission Reduction) の認証基準に関する検討会」(以下「VER 検討会」という)にて策定された認証基準を満たした VER であること。
- ・ 自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS) の排出枠 (JPA) であること。
- ・ その他上記と同等の信頼性を有する基準を持つクレジット等であること。

② クレジットの調達に係る契約

以下の点を満足した場合に合格とする。

- ・ 事業者が以下のような内容が明確となったクレジットの調達に係る契約を締結していること。
 - 情報提供で示されたクレジットの種類が指定されていること
 - クレジットの必要量に見合ったクレジットの量を確保していること
 - ※ クレジットの必要量とは、区分Ⅰ－１及び区分Ⅱにおいては商品・サービスの販売計画に照らして把握した量とし、計画期間は3ヶ月以上1年未満を目安とする。また、区分Ⅰ－２及び区分Ⅰ－３においては、事前に推計して認識した排出量とする。
 - クレジットの受け渡しの時期がクレジットの無効化のタイミングに沿っていること

※認証基準の補足

本認証基準では、(3) オフセットに用いるクレジット調達等については、「クレジットの種類」と「クレジットの調達に係る契約」の2つを定めている。事前にクレジットを保有しているかどうか、調達済であるかどうか、未保有である場合、調達のための資金手当があるかどうか等は認証の判断基準ではないため、実際にクレジットが調達、無効化されるかどうかは事前の段階では不確定となる。ただし、後述する(4) 排出量の埋め合わせにおいて埋め合わせを事後確認することとなるため、(4) の認証基準に合格することで、上述のクレジットの調達リスクについては最終的に確認することが可能となる。

(4) 排出量の埋め合わせ

カーボン・オフセットの取組として認証するに当たっては、「排出量が適切に埋め合わせられること」が認証の判断基準となる。具体的には、排出量とオフセットの対応関係、オフセット量と調達したクレジットの対応付け、クレジットの無効化が認証基準となる。排出量の埋め合わせに関する認証基準は以下のとおり。

< 認証基準 >

① 排出量とオフセット量の対応関係が適切であること。

以下の点を満たしていること。

- ・ (1) 排出量の認識にて算定した排出量とオフセット量が対応していること。

② オフセット量と調達したクレジットとの対応付けが適切であること。

以下の点を満たしていること。

- ・ プロジェクトから発行されたクレジットのうち、オフセットに用いたクレジットとオフセット量が対応していること。このため、クレジットと用途の対応関係が以下のような事項を含む帳簿で管理され、その運用状況が調達記録の経理データ等と照合可能となっており運用方法が適切であることを証明できること。
 - クレジットの種類、その制度で指定されているシリアルナンバー、数量、プロジェクトの種類、プロジェクトの実施国、クレジット調達契約書の文書番号
 - クレジットを管理する口座：保有、償却、取消、これらのステータス変更の日付
 - クレジットの用途：自社の目標達成か、カーボン・オフセットか。後者の場合、対象商品・サービス、数量、製造番号、使用時期、使用した制度
 - 帳簿の管理者、点検記録
- ・ 予め指定したクレジットとは別のクレジットをオフセットに用いた場合は、以下の点を満たした場合、合格とする。
 - クレジットの種類が同一であること
 - オフセットに用いたクレジット／プロジェクト情報について情報提供ガイドラインにて示された事項について情報提供していること（事前に情報提供した内容を事後的に適切に修正していること）。

③ クレジットの無効化の方法が適切であること。

1) クレジットが既に無効化されている場合

- ・ 無効化の方法が適切であること。具体的には、同一の排出量をオフセットするため※、クレジットが償却又は取消されていること。

※ 無効化しているクレジットを異なる排出量をオフセットするために用いることは不適切であるため、オフセット対象ごとに使用量と調達量がバランスしているかも補足的な要件として考えられる。

2) クレジットが無効化されていない場合

- ・ 1)と同様に適切な方法にて活動の実施後 1 年以内に無効化することを明示すること。

※「活動の実施」とは、区分Ⅰ－1 及びⅡにおいては、「消費者への商品・サービスの提供」、区分Ⅰ－2 においては「会議・イベントの実施」、区分Ⅰ－3 においては「自己活動の実施」を指す。

※認証基準の補足

クレジットの管理については、同一の業者（オフセット・プロバイダー等）が複数のカーボン・オフセットの取組に関与している場合が少なくないため、オフセット・プロバイダーのクレジット管理方法等を定期的に確認する仕組みを用意・活用することによって本認証基準の審査作業を軽減させることができると考えられる。

（5）情報提供

カーボン・オフセットの取組として認証するに当たっては、「カーボン・オフセットの取組に関して適切な情報提供が行われていること」が認証の判断基準となる。具体的には、情報提供ガイドラインに則った情報提供を行うことが認証基準となる。情報提供に関する認証基準は以下のとおり。

< 認証基準 >

① 情報提供ガイドラインに則った情報提供

情報提供ガイドラインの対象オフセットの情報提供事項一覧にて示されている以下の事項について全て記載している場合に合格とする。

- ・ ● 関連法令に配慮して記載すべき事項
- ・ ◎ 環境省指針等に基づき記載されることが望ましい事項
- ・ ○ これらに該当しないが任意で記載されることが望ましい事項

※ 「対象オフセット」とは、区分Ⅰ－1 及び区分Ⅱにおいては「商品使用・サービス利用オフセット」（ただし、会議・イベントに伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするクレジットが付与されたチケットについては、「会議・イベント開催オフセット」）、区分Ⅰ－2 においては「会議・イベント開催オフセット」、区分Ⅰ－3 においては「自己活動オフセット」を指す。

② 情報提供の内容

以下の点を満たした場合に合格とする。

- ・ 情報提供の内容が情報提供ガイドラインに即した適切な記載であること。

※認証基準の補足

「情報提供ガイドライン」の更新に伴い、認証基準を改変することが考えられる。